

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 1 6 日

一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗合旅客自動車運送事業及び
一般貸切旅客自動車運送事業における期間を限定する休車の取扱いについて
（特例措置）

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長より事務連絡が発出され
ましたので了知願います。

各運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部旅客課長

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切
旅客自動車運送事業における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、令和2年2月25日に政府より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、感染拡大の防止に努めているところであるが、今回の新型コロナウイルス感染症がバス業界に及ぼしている深刻な影響を鑑み、令和3年4月14日付け事務連絡の取扱いを別添のとおり見直したので、関係者に周知されたい。

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業における期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

1. 対象となる事業

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業

2. 対象となる事業用自動車

北陸信越運輸局管内の営業所に配置する車両

3. 可能とする取扱い

道路運送法施行規則第15条に関わらず、特例として休車を可能とする。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2に規定する「損害を賠償するための措置」については、事業者の任意とする。

4. 必要な手続き

休車車両の所属営業所を管轄する運輸支局に休車リスト（以下、リストという）を事前に提出すること。（FAXによる提出も可能とする）

5. 注意事項

（1） 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこと。

（2） リストに変更が生じる場合は、新たなリストを提出すること。

なお、休車期間を令和2年9月30日、令和2年12月31日、令和3年3月31日、令和3年6月30日又は令和3年9月30日までとしている車両については、リストの再提出がなくとも提出されている休車期間を令和3年12月31日までと読み替えるものとする。

6. 休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

休車期間が満了する際には、必要な整備・点検を行い、車検切れ・自賠責保険未加入・任意保険未加入とならないように確認し、車両を通常使用すること。

7. 本取扱いの適用期間

令和3年12月31日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ必要に応じて取扱いの見直しを行うものとする。

8. その他

本特例措置を適用した対象車両の休車期間は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。